

京都大学	博士 (法 学)	氏名	荒木 隆人
論文題目	カナダ連邦政治とケベック政治闘争－カナダ1982年憲法を巡る政治過程－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文はカナダにおける「ケベック問題」の本質を、1982年憲法制定における連邦政府とケベック州政府の対立、なかでも連邦首相ピエール・トルドーとケベック州首相ルネ・レヴェックの論争に焦点を当て、明らかにしている。</p> <p>レヴェックの「二つのネーション」観に基づく「主権連合」論とトルドーの近代的個人主義に立脚した連邦主義の間には深刻な国家観の対立があり、カナダの政治統合の危機を招いたといわれる。しかしケベックにはより急進的な分離独立派が存在したこと、英系カナダにおけるケベックへの強い不信感があったことを考えると、実は両者の間で繰り広げられた論戦は、カナダ政治統合の決定的危機を避け、カナダの新たな統治構造を模索する建設的な政治過程であったことがわかる。また本論文では、レヴェックの主権連合論がマイノリティ・ネーションによる自治を主張するマルチナショナル連邦制論を先取りするものである点を明らかにしている。</p> <p>第一章では、ケベックがカナダのなかで占める特殊な位置を、歴史的かつ社会経済的に分析している。1867年の連邦結成はイギリス帝国による自治領形成であったが、仏系カナダ人は「二つのネーション」による建国と見なした。しかし仏系カナダ人は、長い間社会経済的には英系カナダ人に劣る地位を甘受せざるを得なかった。その大きな原因として、民間企業における使用言語はケベック州においても英語が主流であったことが挙げられる。このような歴史的社会的背景の下にケベック・ナショナリズムが生まれるが、それが台頭する直接のきっかけとなったのは、1960年代に進行する「静かな革命」といわれる近代化運動であった。そのなかから、後の憲法闘争の主役となるルネ・レヴェックとピエール・トルドーという二人の政治家が生まれる。両者の関係は当初友好的であったが、ケベック州における電力公営化問題をきっかけに、ケベック・ナショナリストであるレヴェックと連邦主義者であるトルドーの政治スタンスの違いが浮き彫りとなる。</p> <p>第二章では、ケベックの憲法的地位をめぐる提起された三つの構想について、分析している。第一の構想は、「特別の地位」論である。これは、ネーションとして独自の文化を維持・発展させる特別の権限をケベックに付与すべきであるという。第二に、ケベックが政治的に独立し、カナダと経済的な連合を結ぶという「主権連合」構想がある。第三の構想は、ケベックをネーションとして認めず、一つのネーションによる連邦主義の強化をめざすものである。当初ケベック自由党の唱える「特別の地位」論がケベック内では有力であった</p>			

が、連邦自由党の実力者であり、屈指の論客であったトルドーの唱える連邦主義に対してケベック自由党は譲歩し、結果としてケベック内ではレヴェックたちの唱える「主権連合」論が有力となる。

第三章では、1976年にケベック州首相となったレヴェックがフランス語の維持と保護を目的としたフランス語憲章を制定する政治過程が分析されている。1968年連邦首相となったトルドーは翌年連邦公用語法を制定し、英仏二言語主義を導入する。これに対抗して、ケベック州では1974年フランス語を公用語とする立法が行われた。しかし運用上は二言語主義が認められていたため、レヴェックは77年フランス語一言語主義を厳格化するために、フランス語憲章を制定する。フランス語憲章は一般的にはフランス文化を守る集団主義的なものと考えられるが、制定過程を詳細に検討すれば、実はそのような集団主義が個人の言語使用権の自由を尊重するというトルドーの二言語主義と同じ原理に立つものであることが明らかになる。

第四章では82年憲法における人権憲章制定をめぐる連邦政府とケベック州政府の対立と闘争を克明に描いている。1980年レヴェックは「主権連合」の是非をめぐる州民投票を実施するが、その際トルドーはケベックの主張に配慮することを約束し「主権連合」論を阻止する。しかしその後トルドーの作成した人権憲章案では個人の普遍的権利の保護をカナダの政治統合の核心として位置づけ、ケベック州をネーションとして認めるような文言は一切なかった。レヴェックは、これに反発し、個人的権利と集団的権利が相補的なものであり、権利は立法過程において正当性と具体的な実効性が与えられることを強硬に主張した。

この論争において政治的に勝利したのはトルドーであったが、第5章では、レヴェックの考えは21世紀の今日プルーリナショナル国家観のなかで改めてその重要性が再確認されること、ヨーロッパにおいてマイリティ・ネーションが自治を求める運動のなかには1977年レヴェックが制定したフランス語憲章の影響がみられることが指摘されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、カナダ政治における「ケベック問題」の本質を、1982年憲法制定過程における連邦政府とケベック政府の対立、なかんずく連邦首相ピエール・トルドーとケベック州首相ルネ・レヴェックの論争に焦点をあて、解明している。

カナダ連邦制は、政治統合の脆弱性という問題を歴史的に抱えており、とりわけ「ケベック問題」は1982年憲法をケベック州が批准しなかったため、カナダの政治統合を揺さぶる深刻な危機を引き起こした。ケベック州を憲法体制に組み込もうとする1987年ミーチレーク・アコードの失敗から1995年のリファレンダム（主権連合の是非を問うケベック州民投票）にいたる政治過程については、わが国においてもすでに幾つかの研究結果がみられるが、それ以前の「憲法闘争」をケベック州の視点から解明する研究は、これまで皆無に等しかった。本論文は、その空隙を埋める貴重な研究である。

本論文においては、1982年憲法を主導したトルドーの最大の政敵であったレヴェックの「主権連合」論が、今日の不均等連邦制やプルーリナショナル連邦制という構想に通ずるものであり、政治的にはトルドーの連邦主義に敗れたとはいえ、今日のカナダの連邦制のありかたに大きな影響を与えたことを明らかにしている。

レヴェックの「主権連合」論は、カナダ連邦制に挑戦し、カナダの政治統合の危機をもたらしたというのが一般的理解であり、それは妥当な評価であるといえるが、反面においてはケベック内のより急進的な分離独立論を抑え、トルドー的な均等連邦主義に代わる新たな連邦制への道を切り拓くものであったことを本論文は指摘している。また本論文は、レヴェック＝集団主義者、トルドー＝個人主義者という単純な図式を否定し、レヴェックの集団主義が個人主義原理を踏まえ、主張されたものであることを、ケベックにおけるフランス語憲章制定過程から明らかにしている。

本論文に問題がないわけではない。本論文では主に言説分析が行われており、連邦一州の制度関係や政治戦略への言及が不十分である。またレヴェックの「主権連合」論が、現代ヨーロッパにおけるサブナショナルな自治要求運動にとってもつ意味を過大評価しているように思われる。

このような欠点にもかかわらず、本論文がカナダ政治における最重要課題であり「ケベック問題」を、レヴェックとトルドーという傑出した政治指導者二人に焦点を当て解明した点は、高く評価できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

平成26年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。